

監 第 265 号
平成 30 年 3 月 26 日

松 江 市 長 松 浦 正 敬 様
松江市議会議長 森 脇 勇 人 様
各 行 政 委 員 会 委 員 長 様

松江市監査委員 松 本 修 司
松江市監査委員 安 來 弘 喜
松江市監査委員 田 中 明 子

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき平成 29 年度行政監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

平成 29 年 度

行政 監 査 報 告 書

松 江 市 監 査 委 員

第1 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

「松江市に事務局を置く任意団体の現金・預金等の取扱い状況について」

2 選定理由

市の業務に関連する任意団体で、所管課（かい）に事務局を置き、職員が事務に従事しているものが多数ある。

通常、職員が公務で取り扱う現金・預金等のほとんどは歳計現金や歳計外現金などの公金とよばれるものであり、これらは法や条例・規則などで経理に関するルールが詳細に定めてあり、チェック体制も確立されている。

しかし、標記の団体では、これらの公金に属さない現金・預金等を職員が取扱い会計事務処理を行っている。取扱いや保管、会計処理などについては、市の財務規則等に規定はなく、おおむね所管部署の裁量に委ねられている。

公金に準じた適正な事務の執行や十分な内部牽制機能の確保につながるよう、現金・預金の取扱いや事務処理の状況について監査を行うこととした。

第2 監査の対象

1 監査対象部局

松江市に事務局を置き、市職員（非正規を含む）が現金、預金等の管理、会計事務を行っている団体を所管する部局（行政委員会を含み、小中学校、幼稚園、保育所、及び公営企業は除く）

2 監査の対象範囲

平成28年度における、所管する団体の会計事務

第3 監査の期間

平成29年9月6日から平成30年2月23日まで

第4 監査の方法

平成28年度に照会し、回答のあった39課77団体を3ヶ年に分けて監査を実施している。

監査対象の該当課（かい）は、13課（かい）27団体を29年度の監査対象とし、預金通帳、現金出納簿等の関係書類の提出を求め、書類審査及び事情聴取、実地検査を行った。

また、当該監査テーマについての担当課である人事課に対して、監査委員による聴取も行った。

表1 行政監査実施課（かい）・団体一覧表

所管課	団体名
情報政策課	島根県統計調査員協議会連合会
	松江市統計協会
玉湯支所地域振興課	松江地区安全運転管理者協会玉湯分会
八束支所地域振興課	一般社団法人松江観光協会八束町支部
	松江市大根島ぼたん祭実行委員会
防災安全課	松江市自主防災委員会
特産振興室	まつえ農水商工連携事業推進協議会
観光文化課	神在月まつえ文化・観光月間実行委員会
	松江怪喜宴実行委員会
	不昧公 200 年祭記念事業推進委員会
	松江市民美術展実行委員会
	子ども塾「スーパーヘルンさん講座」
	松江市伝統芸能文化保護育成協議会
男女共同参画課	松江市 21 世紀ウィメンズプロジェクト
	まつえ男女共同参画ネットワーク
市民課	島根県戸籍事務協議会
環境保全課	宍道湖水環境改善協議会
	まつえ環境市民会議
松江城調査研究室	松江城歴史的価値発信事業実行委員会
国県事業推進課	国道 432 号（松江・安来間）改良促進期成同盟会
	島根県東部高速道路利用促進協議会
	境港出雲道路（松江北道路）建設促進期成同盟会
教育総務課	島根県市町村教育委員会連合会
スポーツ課	尾道市・松江市少年スポーツ交流サッカー交歓大会実行委員会
	松江市スポーツ少年団本部
	松江市スポーツ少年団指導者協議会
	松江地区スポーツ推進委員連絡協議会

第5 監査の着眼点

- 1 経理事務の根拠等について
 - (1) 現金・預金並びに経理事務などを公務として取り扱う根拠が、明確に定められているか。
 - (2) 会計事務に関する規程等は整備されているか。
- 2 預金通帳等の管理について
 - (1) 現金、預金通帳、印鑑は適切に管理されているか。
- 3 諸帳簿の整備について
 - (1) 収入・支出について、調書の整理、領収証の添付、決裁が適切になされているか。
 - (2) 現金出納簿は整理されているか。
- 4 チェック体制について
 - (1) 会計責任者による定期的検査、監査体制などチェック体制は確立されているか。

第6 監査の結果

前述の着眼点に基づいて実施した監査の結果については、以下のとおりである。

- 1 経理事務の根拠等について
団体について規約、会則等おおむね整備されているが、規約・設置要綱等のないものが2団体あった。
団体の規約等に「所管課に事務局を置く」などの、設置根拠となる規程がないものが、2団体あった。
会計事務に関する規程等のないものが、24団体あった。
- 2 預金通帳等の管理について
預金通帳・印鑑等の保管場所はいずれも施錠がされ、適切であったが、預金通帳・印鑑の管理者が課長等の管理職でなく、担当者であるものが、15団体あった。
入出金に牽制機能が働きにくいキャッシュカードを保有しているものが、6団体あった。
- 3 諸帳簿の整備について
収入・支出調書の作成、領収証の添付、会計責任者による決裁はおおむね適正になされていた。
収入・支出調書がないものや、収入・支出調書と出納簿、通帳が一致せず相殺等の処理をしているものが、3団体あった。
前渡金支出の手続きを怠っているものが、12団体あった。
現金出納簿はおおむね整備されていたが、現金出納簿がなく処理されているものが1団体あった。

4 チェック体制について

会計責任者は、ほとんどの団体で課長等の管理職であったが、係長級が会計責任者であるものが1団体あった。また、事務局長が嘱託職員で会計責任者であるものが、2団体あった。

監査時以外に会計責任者が諸帳簿をチェックしていない団体が8団体あった。

監査機関を置いていないものが、1団体あった。

5 総括意見

監査結果の概要は以上のとおりであり、入出金について、目的、使途に関しては、おおむね適正に執行されているものと認められたが、会計事務処理のあり方については不十分であり、改善される必要がある。

また、平成28年度に実施した行政監査報告を受けて、平成29年4月20日付人第26号で示された「準公金に関する取扱方針について」に基づいて、今年度の見直し状況についても併せて調査をした。

調査した時点では、一部の課において会計規程等の見直しが図られていたが、多くの課においては見直しの対応がなされていないことが判明した。

人事課は、再度、機会を捉えて準公金に関する取扱方針の周知徹底を図られたい。

また、これまで入出金時に牽制機能が働かないとして作成を禁止していたキャッシュカードについて、改定された新通知（平成29年4月20日付人第26号）の中で、やむを得ない場合にキャッシュカードを作成することができると変更されたところであるので、その取り扱いに関しては、特に留意することを望むものである。